

山梨県総合評価委員会設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、山梨県総合評価委員会（以下「委員会」という）の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(設 置)

第2条 山梨県が総合評価落札方式により工事の入札・契約を行うにあたり、中立かつ公正な審議をするために、委員会を設置する。

(事 務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- 一 総合評価落札方式の実施方針に関すること。
- 二 総合評価落札方式による入札・契約の適否に関すること。
- 三 総合評価落札方式による評価方法の総括的な事項に関すること。
- 四 総合評価落札方式の評価基準及び落札者の決定に関すること。
- 五 その他総合評価落札方式に関すること。

(委員会の構成)

第4条 委員会は、10人の学識経験者をもって構成し、知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。また、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員会には委員長を置き、委員の互選によって定める。
- 4 委員会は必要に応じて専門分野の学識経験者等を招請し、意見を聴くことができるものとする。
- 5 委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、原則として年2回開催するものとする。但し必要に応じこれ以外にも委員長が招集できるものとする。

- 2 委員会は、委員長が招集し、議事を運営する。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 委員会は原則公開とする。

(守秘義務)

第6条 委員は第3条の事務を執行する上で知り得た情報を他に漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、山梨県県土整備部技術管理課が行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 平成28年4月19日から委嘱される山梨県総合評価委員会の委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成29年度第1回山梨県総合評価委員会開催日の前日までとする。

附 則

この要綱は、平成28年3月22日から施行する。

平成20年4月 1日 一部改正

平成20年4月23日 一部改正

平成21年4月 1日 一部改正

平成21年7月 1日 一部改正

平成22年4月20日 一部改正